

駐 車 施 設 設 置 (変 更) 届

年 月 日

宇部市長 様

設置者 住 所
氏 名
電 話

下記のとおり駐車施設を設置 (変更) するので、届け出ます。

記

駐 車 施 設	設 置 場 所	宇部市		
	敷地の権利	1 自己所有	2 借 地	3 その他
	使用承諾者	住 所 又 は 地 所 在 地		
		氏 名 又 は 称 名		
	規 模	種 別	計 画 台 数	附置義務台数
3.5m～×6.0m～ (車椅子使用者用)		台	台	
2.3m～×5.0m～		台	台	
2.5m～×6.0m～		台	台	
合 計		台	台	
建 築 物	所 在 地	宇部市		
	地 域 等	1 商業地域	2 近隣商業地域又は周辺地区	
	用 途	特定用途 () (共同住宅を除く。)	非特定用途 () (共同住宅を含む。)	合計
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
※受付	受 付 年 月 日	年 月 日	第	号
※建築物	確 認 (許 可) 申 請 受 付	年 月 日	第	号
	確 認 (許 可) 年 月 日	年 月 日	第	号
備考				

法人が届出する場合は、住所の欄には主たる事務所の所在地、氏名の欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。

※印は記入しないでください。

様式第1号(裏面)

特定用途：劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場及び共同住宅（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第18条）

混合用途：特定用途（共同住宅を除く。）と非特定用途（特定用途以外の用途）又は共同住宅の用途とが混在している場合をいう。

附置義務台数

(1) 商業地域

① 特定用途建築物（共同住宅を除く。）の場合

$(\text{延べ面積} - 2,000 \text{ m}^2) \div 200 \text{ m}^2 \approx \boxed{}$ 台（切り上げ）

② 非特定用途建築物又は共同住宅の場合

$(\text{延べ面積} - 3,000 \text{ m}^2) \div 300 \text{ m}^2 \approx \boxed{}$ 台（切り上げ）

③ 混合用途建築物の場合

$\{(\text{特定用途（共同住宅を除く。）の部分の延べ面積} + \text{非特定用途又は共同住宅の用途の部分の延べ面積} \times 2 / 3) - 2,000 \text{ m}^2\} \div 200 \text{ m}^2 \approx \boxed{}$ 台（切り上げ）

(2) 近隣商業地域又は周辺地区

特定用途建築物（共同住宅を除く。）の場合

$(\text{延べ面積} - 3,000 \text{ m}^2) \div 300 \text{ m}^2 \approx \boxed{}$ 台（切り上げ）

注：

(1) 建築物の用途変更の場合は、宇部市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例（昭和47年条例第29号。以下「条例」という。）第5条を参照すること。

(2) 駐車施設の特例については、条例第8条及び宇部市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年規則第14号）第3条の規定により様式第2号によること。

算定式記入欄